第108回 近江八幡市安土町地域自治区地域協議会

会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第108回(令和元年度第3回) 近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時: 令和元年12月25日(水)午後1時30分

場 所:安土町総合支所3階旧議員控室

1. 開会	
2. 協議事項 (1) 災害時における住民周知方法と防災行政無線の今後の方向性について (危機管理課)	
(2) 地域協議会講演会について	資料1
(3) 地域協議会だよりについて	資料2
3. 報告事項 (1) 安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換	参考1
4. その他	
(連絡事項等) 次回の地域協議会について 次回開催日 月 日() : から 会議形式	

5. 閉 会

会議録

近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室

令和元年 12 月 25 日 (水) 13:30~16:27

安土町地域自治区地域協議会 第108回(令和元年度第3回)定例会

安田惣左衞門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、

小杉稔委員、志井和美委員、仙波謙三委員、廣瀬敏委員、矢場義章委員

地域協議会事務局 安土町総合支所安土未来づくり課…川端支所長、重田参事、

赤松主幹、林主任主事

●会議の名称

●開催場所

●開催日時

●出席者 (委員等)

(事務局)

危機管理課…中村課長

●議題及び議事

(説明者等)

協議事項

- ・災害時における住民周知方法と防災行政無線の今後の方向性について
- ・地域協議会講演会について
- ・地域協議会だよりについて

報告事項

・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

事務局

第108回安十町地域自治区地域協議会を開会いたします。

本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定により開催して おります。本日の定例会出席者9名により、本会議が成立していることをご報告 申し上げます。

開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。

会長

(あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、協議書の規定に 基づき、安田会長にお願いいたします。

会長

それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は15時30分を めどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたしま す。

会議次第に基づき、議事に入ります。

最初に協議事項の(1)

「災害時における住民周知方法と防災行政無線の今後の方向性について」です。 まず、危機管理課からお話を伺います。

危機管理課

地域協議会としてのまとめのあるべき姿について、まず、防災拠点についてですが、小学校とコミセンの一体的なエリア整備というのは、次世代を担う子どもたちを、まず、地域ですこやかに育てる施設です。また、学区の社会教育をはじめ生涯学習、社会体育、そして、地域防災など、地域とつながりの再構築するための地域コミュニティの活動拠点であり、まちづくりの拠点、文化の拠点ということを市議会でおっしゃっておられました。そういうご発言をいただきまして、防災の面からだけ見ていてはいけない、それだけではだめだと考え、もっと広く、子どもたちのための、地域のための拠点となる施設というようになることが一番望ましいことだと考えております。

防災拠点に関しましては、各施設の担当所課が違いますので、そちらと連携を 図りながら、進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

情報の収集伝達という件に関しましては、情報の入手漏れを回避するために複数の方法を確保する。そういった情報をもとに災害対策本部にいろんな情報を提供していく。その中で、避難に関する情報等を災害対策本部で判断されて発信していくということになります。情報伝達対策の整備ということに関しましては、情報の伝達漏れを回避するために伝達ルートの多重化を図るというふうにしております。

市民の皆様への情報の伝達については、連合自治会長への電話であったり、広報車による広報とテレビの文字放送であったり、ZTVのテロップ、防災行政無線、近江八幡タウンメール、避難勧告・指示があれば、緊急速報メール、エリアメールというのを活用して、皆さんにあらゆる情報を、使えるものを使って情報伝達をしていこうというふうに考えてやっています。

防災行政無線のデジタル化については、情報伝達の整備というところにおきまして、まず、防災行政無線の整備も検討する。個別の受信機を含めデジタル化というのも含めて検討を進めるというのと、新庁舎の建設に合わせて防災システムの導入を検討する。その際に、新たな情報伝達手段についても検討していこうということでございます。

新たな情報伝達手段といいますと、議会で当部の部長がお答えさせていただいたことですが、防災行政無線に代わる情報発信手段として、携帯電話などの IP 通信網を活用した、情報発信のシステム等の開発もされてきています。こちらのほうに関しましては、携帯電話に登録されている方は、携帯電話に情報が行きます。それと個別受信機というのもあります。タブレットと言うことも聞いております。そういったものも検討していくというところで、最終的には一番有効な手段を用いて、情報の発信をしていきたいということです。

あくまでも市全域を対象にということで、安土防災行政無線は、現在、使える 手段ということで、活用をしております。それを、市内全域でデジタル化にする のが一番いいのか。それとは違う新たなシステムを活用するほうがいいのかとい うのを検討していく。現段階において、公表させていただいているというのはこ ういった内容でございます。

会長

防災行政無線が使用できなくなる 2022 年までに、新庁舎が建設されて防災の拠点ができれば、個別受信機に代わるもので発信がされると思いますが、それより先に 2022 年を迎えます時に、安土地域は、居ながらにして災害情報が聞けた。それがなくなると、携帯などの最新の機器が使える世代ならいいのですが、今置いているだけで聞こえるものがなくなります。今の説明では、まず、庁舎が建設されての体制づくりではないかなと思います。庁舎が建設されることにかかわらず、安土行政防災無線が 2022 年の期限切れというときに合わせて、全市的な何かをなさるのか、あくまで庁舎が建たないと決まらないのか、どちらが優先されるのですか。

それが一番問題なのです。市議会を聞いていますと、2022 年のデジタル化には間に合わないのではないかと思っています。ならば、安土地域の防災無線が使用できなくなる時にはどうしていただけるのか。全市的なことはそのとおりだと思いますが、庁舎建設より、防災行政無線が使用できなくなる時に全市的なことを考えておいて、2022 年 12 月に対応していただけるのか。我々も任期が3月までなので、市長に要請をしないといけないと考えていますのでお伺いしています。

危機管理課

今、自主防災組織の設立を進めています。

会長

それが出来ていないところがたくさんありますね。2022 年までには、危機管理課を中心に各自治会長に要請しながら確立するつもりでいらっしゃるのか。そうなりますと、訪問という形で情報伝達ができる体制になるのか。しかし「自治会組織」のないところはどうされるのかも課題です。

危機管理課

自主防災組織に関しましては、避難誘導マニュアル指針と避難所運営マニュアル指針の見直しをかけています。当初の策定から期間が経過していますので、見直しをかけて関係各課からご意見をいただきながら、それと、もう少し先になりますが、その見直しをもって、各学区に説明に伺いたいと考えています。その次に、要請していただければ各自治会に説明させていただきたいと考えています。

会長

現在の個別受信機は変えないといけないのですか。

危機管理課

業者に聞きますと、デジタル化によって電波の範囲が狭まるということになるので、現状の機器に何らかの装置を付けて範囲内に収める、そういう対応で可能かどうか国は判断していませんが、免許は更新しないといけない。更新する時には、今の国の方向性から行くとそのままでは更新できないのではないかなという

見込みです。

委員

テレビで情報が流れています。あの情報は、気象庁から市役所にも連絡がいく のですか。

危機管理課

まず、台風が接近するという段階で、県庁で、気象庁が入りまして今後の動向 等の予想を見ながら、台風説明会という会議をされます。その情報は市にも提供 されます。当市も、テレビからの情報や気象庁のホームページを随時見ながら情 報の収集を行います。

気象庁とのホットラインもありますし、レベルに応じて、注意する事項があれば、直接連絡がある態勢にはなっています。それは、例えば、あと1時間後には、特別警報が出さないといけないような状況になっているといったようなことです。

委員

そのあと、市民にはどのように周知されるのですか。

危機管理課

それは、連合自治会長への電話連絡やエリアメールやタウンメール、ホームページ、ZTVのテロップで避難の情報を発信します。避難の情報になると NHKの文字放送でも流れます。

委員

これから高齢社会に向かっていく中で、スマホで情報を見て行動するには難しいと思います。

市内では、拡声器での放送もされていますね。その放送は行政がしているので すか。

危機管理課

エリア整備の考え方と同じです。

防災行政無線の一つとして屋外スピーカーで放送する考え方もあります。地域のコミュニティ無線という考え方も一つです。それを防災にも活用する。

どういったものを整備するか。その時にどういう国の支援があるのか。それを どこから取りに行くのか。それによって、防災行政無線という位置づけになるの か地域のコミュニティ無線という位置づけになるのか、その時の最良の整備方法 を検討しています。

委員

何が一番適しているのかということも検討していただいているとは思いますが、もし、自治会長に連絡があって、自治会長から周知するよりも、テレビで周知したほうが早いのですか。

危機管理課

避難所開設の情報や避難情報であったりとか、滋賀県のシステムに随時入力す

ることで、NHK などで情報が流れるというふうになっています。携帯電話、IP を使ったものにつきましても、携帯電話を登録していただける方はそれで周知できますが、それはできないというのであれば、それ用の個別受信機もあります。 タブレットもあります。音声で聞こえるものもあります。

屋外スピーカーも普段はいいのですが、台風時には聞こえないという意見もいただいています。広報車も同様の意見をいただいています。そういったことを加味しながら、いろんな方に情報が伝わるような情報伝達の整備を考えていきたい。

委員

地域である程度見守らないといけないと思っています。何かがあって逃げるというときには地域である程度しないといけないがまだまだだと感じています。

危機管理課

おっしゃっていただいている通りだと思います。災害時には地域のコミュニティが大事だと思います。阪神淡路大震災の時は地域の方に助けられた。消防は、 火災が発生すれば、火災の消火をしないといけないということがありますので、 市としては、マニュアル指針を見直して、地域に入って行きます。

避難誘導マニュアルの作成をお願いするとなると難しく思われるかもしれませんが、地域の取り決めだと思っています。役割分担で協力していただき、行政ができることに職員は、力を注ぐことで、本当に災害被害が起こった時に早急な復旧につながると思います。

委員

防災について、第三者を交えた検討委員会という組織があるのですか。今、検 討事項が多いということですが、パブリックコメントなど、期限的なことは何か 想定されているのですか。

危機管理課

第三者を交えた会議ということではなくて、専門的な分野の方のご意見をいた だくということは考えています。

会長

例えば、個人負担になろうと受信機をつけることができれば、今までの安土地域の皆さんは、それで安心なさっていたので、受信機があるということで安心されると思います。市の検討の内容が、今の防災行政無線でもいけるシステムになるのですか。

危機管理課

どういったものになるのかについては、もう少し、調査が必要ですが、個別受 信機は有効な手段の一つとは思っています。

会長

有償無償は別にしてですか。

危機管理課

有償無償は別にして、また、いるいらないという意見もあると思います。

会長

希望者には個別受信機はあるシステムにしたいということですか。

危機管理課

検討する項目の一つと思っています。

会長

それさえしていただいたら、住民の皆さんは安心すると思います。

危機管理課

個別受信機の設置の個数に関しましても、世帯的には増えていて、設置数というのも増えてきていますが、未設置の世帯も増えてきています。そういったことも整備の時には、検討する要素の一つであると考えます。

会長

一番心配なのは地震だと思います。いつどこで起こっても不思議ではない。防災行政無線が 2022 年 12 月で使えなくなる。新庁舎が建設されるまでの期間が使えないのではないかと心配されています。行政の発信拠点の設置が、遅れた場合でもシステムの検討は始められるので、デジタル化に対応した工夫は、庁舎建設が遅れようと検討の結果、システムによってはできる可能性がありますね。あるいは、できなければ、居ながらにして情報を得られる方法というのは、考えておられるということなので、住民には、今まで通り情報伝達ができるものが、何らか考えていただけそうですというところであればいいと思います。

危機管理課

庁舎の建設に合わせて一体的な防災システムを導入するのか、一部のシステム だけを先行できるのかということも検討する事項の一つだと思っています。

会長

安土防災行政無線については、電波法の改正があっても、何とかつなぐ知恵を 出したいというお考えだという受け止めをさせていただいたらいいのかなと思 います。

危機管理課

マニュアル指針を持って、地域に入らせていただく中で、地域の声掛けの体制 が取れるとかというのも一つだと思っています。

会長

情報伝達と地域でそういう体制づくりをして、一人では対応できない方の体制 作りは地域でしかできない。そういう推進をしていかないといけない。

委員

災害が起こった時に、コミュニティラジオがありますよね。近江八幡市はそれ を導入する考えはありますか。災害が起こった時に頼りになると思います。

危機管理課

システムに合わせて情報発信のシステムからラジオに流すということも含め

て、どういうことができるのか研究できればと思っています。

委員

情報発信する機械については、庁舎ができたときに防災センターも出来て、そこから発信するとは思いますが、今もタウンメールなどで避難所情報等を流しているので、スマホで受けている情報をスマホでない機械で受けられるというようになるということでしたら、今でもすぐにそういうことは個別機械さえ買ったらできるということですか。受信機自体を考えないとだめなのですか。

危機管理課

エリアメール等に関しては、NTT ドコモ、au、ソフトバンクと提携しています。

まず、近江八幡市からメッセージを入力します。そうすると携帯会社からその エリアだけに届くように発信されるというシステムです。

新たな情報伝達手段は、既存の電波のアンテナは活用します。発信するシステムでその電波を通して登録されている携帯電話や個別受信機に届くというシステムです。

委員

発信する機械は別に必要ということですか。

危機管理課

別に必要です。

会長

本来は完全に整った防災の発信拠点が出来て、全市的に行うというのが難しい 状況なので、最初は個別受信機のことができた後は、全市システムに整わせよう という部分改修もできるというようなものが一番ありがたいと思います。

防災行政無線のデジタル化に伴う不安を拭い去るためには、設置型無線による 情報伝達は、考えていきたいというようなことです。

他にご意見・ご質問はありませんか。

無いようですので、危機管理課との意見交換はこれを持ちまして終了します。 危機管理課様ありがとうございました。

次に、協議事項の(2)

「地域協議会講演会について」です。

まず、事務局から説明を求めます。

事務局

※ 説 明

委員

参加者について、各まち協10名となっています。これを減らしてでも各自治 会長に案内したほうがいいと思います。

委員

講演後はどうするのですか。

意見を交換する場を設けるとか、狙いを明確にしたほうがいいと思う。お忙しい中参加していただくということを考えていくと、来てよかったと思っていただけるような講演会ができると一番いい。

事務局

地域協議会の総括としての講演会を行うということから、まとめとしての位置 づけとして考えました。

委員

まとめだけなら、会長に話をしていただいて、宗野先生からその補足をしていただくとかという方法もある。安土学区まち協でもアンケートを取って分析されている。老蘇学区でもアンケートを取っている最中です。

会長

地域自治区の過程において、活動したことを今後のまちづくりに反映するうえで、宗野先生のお話につながると思います。宗野先生のお時間が許されるのなら、また、出席者の都合もありますが、合併後、地域自治区地域協議会としてはここまで活動され、まちづくり協議会も設立された。そして、地域自治区終了後のまちづくりはどうだという話につながるだろうから、そういうつながされた部分で、興味を持たれた方は、自分の思いを話されて、意見交換的なことができればいいと思う。

委員

一般的には、講演が行われたあと、パネル討論をされるということがある。

事務局

質疑応答の中で意見交換を行うことは可能です。パネル討論は、会場の構造から難しいと思います。

会長

参加人数は、何人と予想していますか。

事務局

会場は、100人程度は入れると思います。また、広報を行いますので、一般 の方もお越しになると思います。

会長

案内は、まちづくり協議会長だけでなく、自治連合会長にも送付すべきと思う。

委員

地域協議会が何をしているかということを住民に知っていただいて、その中で、このような課題が残っているので、今後のまちづくりどうするかを考えるのが目的だと思います。

広報で参加者を呼びかけるということなので、聞きたい人に来ていただいて、 地域協議会の活動は知らなかったが、こういうような形で10年間していたんだ なということを知っていただくのも目的の一つになると思います。

時期的に2月ですので、役員の交代時期になりますし、まちづくり研修会もあ

り、それに重なってくるかもしれないと思います。

会長

できれば、まちづくり協議会と自治連合会からそれぞれ何名としてご案内したほうがいいと思います。

宗野先生にご依頼しています内容からしまして、たぶん、今後のまちづくりは、 こんなふうにという思いを話されると思います。その辺は、質疑応答という時間 の中で、意見交換として宗野先生と話してもらう時間を持っておけばいいと思い ます。

委員

前自治区長及び元地域協議会委員に来ていただく狙いは何ですか。

事務局

過去10年の間に地域協議会として協議をされてきました。その時にご尽力された方にお聞きいただき、これからのまちづくりにご活躍いただきたいという思いです。これからのまちづくりのことを考えると、特に、まち協や自治会の関係の方にもご出席いただきたいと考えています。

委員

私は、次の世代の人に来てもらって、未来へつなぐようにしたいと思います。 この講演会を一つのチャンスとして生かしたいと思っています。それが、セレ モニー的になるのならやめたほうがいいと思います。

副会長

これからに向けた質問もされるような前向きな質問をしてくださいという形で、地域協議会の節目としてご尽力いただいた方にもこういう形で、聞いていただくのもいいのではないかと思います。

委員

ホームページや広報でも参加を呼び掛けるということですが、なんのためにお 知らせをするのですか。

副会長

講演会について、興味のある方は参加を呼び掛けるということだと思います。

委員

広報等でお知らせはしないほうがいいと思います。

講演の中身から見ると、関係者だけのほうがいいと思います。

会長

いままで携わっていただいた先生がご講演されるので、関係した方に案内する ということにしておいて、まち協や自治会へ、参加者の呼びかけをお願いしてく ださい。

これからのまちづくりにおいては、まちづくり協議会の関係者に聞いていただくといいと思います。

参加呼びかけについては、広報で呼びかけをせずに、一般の参加者は無くして、

地域自治区に関わっていただいた方のみにご案内をします。

委員

これからのまちづくりを重点に聞いていただきたいので、興味のある方には来 てほしいと思います。

会長

一般に呼びかけた場合に、優先何名としてもそんなに多く参加いただけないの ではないでしょうか。

副会長

まちづくり協議会と自治会を合わせて、まちづくり協議会の事務局にお声掛け してそれぞれ20名とするとかすればいいのではないですか。

会長

学区人口では、安土学区のほうが多いので、参加呼びかけの人数も考えたほうがいいと思います。

委員

広報に先着15名、要申し込みとしてもそんなに申し込みはないように思います。

会長

まち協に絞り込んでお声掛けをしてまとめていくほうがいいと思います。

委員

安土地域以外の方に来ていただこうと思うと広報で周知したほうがいい。

会長

人員の取りまとめが大変なので、人数を制限したほうがいい。まち協で何人というお願いをしていくほうがいい。

事務局

今までのご意見をまとめますと、参加の呼びかけについては、資料に明記して ある方にご案内する。安土学区と老蘇学区のまちづくり協議会と自治会について は、両学区の事務局を通して参加呼びかけをお願いする。

そして、一般の方々へは呼びかけを行わないということとし、広報等には掲載 しないということでよろしいでしょうか。

会長

限られた会場でもあるので、そのほうがいいと思います。

委員

内容からいってそれでいいと思う

会長

次に、協議事項の(3)

「地域協議会だよりについて」です。

まず、事務局から説明を求めます。

事務局

※ 説 明

副会長

委員の原稿に写真は無くてもいいのではないかと思います。

会長

地域協議会だよりの最終号ですが、この内容で、地域協議会が何をしていたの かということがわかります。年次別にご項目に沿って掲載されています。

委員

これは、文字ばっかりで、読んでもらえるのでしょうか。

会長

一番印象に残ったものの写真などあるのではないかと思います。

今までの地域協議会だよりは、定例会の協議内容を掲載していました。今年度は、合同部会で協議していたこともあり、今までの協議会の活動の総括として発行していきたい。校正について、イラスト、写真も含めまして、原稿は心積もりいただきながら、レイアウトにつきましても思いがございましたらご意見をお願いします。

委員

我々の原稿については、後半に掲載したほうがいいと思う。委員の原稿の量も 少なくてもいいと思う。

会長

この最終号の作成に当たっては、次回の定例会に、ご意見を頂戴したいと考えています。各委員の原稿につきましては、よろしくお願いします。

委員

協議会だよりに最終号というのか、特別号というのかを検討したほうがいい。 それによって、原稿を書く思いが変わってくると思います。

委員

記念号ですよね。

委員

手書きで書いたものを掲載するのもいいと思う。

会長

前回の地域協議会だよりの発行が50号ですので、51号としないほうがいい と思いますが、どのような名称にするかは考えていただきたい。

この件については、以上とさせていただきます。

次に、報告事項に進みます。

安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況につきましては、事前 に資料が委員に送付されているとは思いますが、安土学区及び老蘇学区まちづく り協議会の活動内容について、質問や意見はございませんか。

委員

1月16日の「おいそ屋」ですが、16日は獅子舞をされるということで、1

7日に変更となります。

会長

それでは、本件については以上とさせていただきます。

次に、次回の日程ですが、1月20日月曜日13時30分からと提案させてい ただきます。

お忙しいとは存じますが、ご出席をお願いします。

以上で、本日の会議は終了します。

閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 16:27】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所 安土未来づくり課 地域振興グループ TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp